

＜新旧対照表＞

編・章	旧	新
<p>【5ページ】</p> <p>1 総則</p> <p>1・4 給水装置 工事の種別 <解説></p>	<p>3 撤去工事</p> <p>(1) すべて撤去</p> <p>使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、公道内の給水管の撤去を行う。なお、T字管・割T字管・<u>メカニカル</u>チーズ等の分岐用給水用具は、切管等を使用して撤去すること。<u>(VLG チーズ等、</u>分岐用給水用具に直接 VLG プラグを施工できるものはこの限りではない。)</p>	<p>3 撤去工事</p> <p>(1) すべて撤去</p> <p>使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、公道内の給水管の撤去を行う。なお、T字管・割T字管・<u>各種</u>チーズ等の分岐用給水用具は、切管等を使用して撤去すること。（分岐用給水用具に直接 VLG プラグを施工できるものはこの限りではない。）</p>

【10 ページ】

2 構造及び材

質

2・1 構造及び
材質

2・1・1 給水
装置構造及び材
質

(3) 口径 50 mm
以下の分岐から
メーターまでの
指定材料及び工
法

【12 ページ】

ア 口径 50 mm以下 分岐からメーターまでの指定材料

<表内>

品名：メーター設置器（メーターユニット）

規格：横浜市登録品

口径（mm）：50

記号・略号：

備考：埋設用

イ 水道用ステンレス鋼鋼管（SSP）を使用する場合

<表内>

口径：50

メーター部（→水流方向）：メーターユニット

ア 口径 50 mm以下 分岐からメーターまでの指定材料

<表内>

品名：メーター設置器（メーターユニット）

規格：横浜市登録品

口径（mm）：40・50

記号・略号：

備考：埋設用

イ 水道用ステンレス鋼鋼管（SSP）を使用する場合

<表内>

口径：40・50

メーター部（→水流方向）：メーターユニット

【13 ページ】

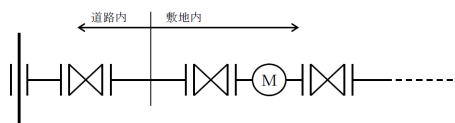
エ ダクタイル鋳鉄管以外の配水支管等から分岐する場合の指定材料

(4) 口径 75 mm 以上の分岐からメーターまでの指定材料

(文頭に追記)

【17 ページ】

口径 75 mm以上の指定材料の範囲
<配管例の図の変更>



大型水道メーター（口径 75 mm以上）の設置等については、設置の計画段階において、管理者と十分な協議を行うこと。また、水道メーターまでの配管、メーター表函、通水確認等についても、管理者の指示に従い施工すること。

口径 75 mm以上の指定材料の範囲
<配管例の図の変更>



※水道メーター二次側、破線部の表記変更

【43 ページ】

3・3 計画使用水量の決定

<解説>

1 直結直圧式給水の計画使用水量

(3) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法給水用具給水負荷単位による方法

給水用具給水負荷単位とは、末端給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の末端給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

同時使用水量の算出は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位の末端給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

1 直結直圧式給水の計画使用水量

(3) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法給水用具給水負荷単位による方法

給水用具給水負荷単位とは、末端給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の末端給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

同時使用水量の算出は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位の末端給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

また、(公財) 空気調和・衛生工学会 SHASE-S 206-2019 では、データ集積を経た合理性をもった算定法、実態に即した算定方法等が示されているので、これらを使用して同時使用水量を求める方法もある。

【61 ページ】

4・2 図面作成の
標準

<解説>

2 図面の種類と作図

(2) 案内図

給水（申込）家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び公設物等の
主要な目標物を記入すること。

2 図面の種類と作図

(2) 案内図

案内図は、すべて黒色インク又は黒色ボールペンで作成し、給水（申
込）家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び公設物等の主要な
目標物を明確にし、複写したときに鮮明となるよう記入すること。

【63 ページ】

6 表示記号

(2) 給水栓類、弁栓類その他の表示記号（平面図）

<表内>

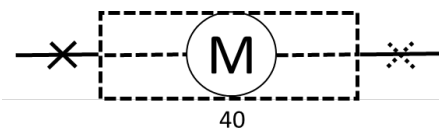
6 表示記号

(2) 給水栓類、弁栓類その他の表示記号（平面図）

<表内>

種別：φ40 メーターユニット

表示記号：



【64 ページ】

4・3 S50 形ダ
クタイトル鋳鉄管及
び口径 75mm 以上
の道路平行管（私
道含む）を布設す
る場合の図面作成
<解説>

S50 形ダクタイトル鋳鉄管及び口径 75mm 以上の道路平行管（私道含
む）を布設する場合は、以下の項目により作成すること。また、以
下の項目以外については、水道工事完成図作成の標準に準拠して作
成すること。

S50 形ダクタイトル鋳鉄管及び口径 75mm 以上の道路平行管（私道含
む）を布設する場合は、設計相談及び事前の打ち合わせを十分に行
い、図面作成例及び水道工事完成図作成の標準に準拠して以下の項
目により作成すること。


【80 ページ】

5・1 給水装置
工事申込み

<解説>

4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターで行うこと。

<給水工事受付センター案内図>



所在地
保土ヶ谷区川辺町5番地1

交通手段
相模鉄道星川駅下車 徒歩5分


駐車場
17台(公共交通機関での来庁に協力をお願いします)。

受付窓口	電話番号
2階 緑区、青葉区、栄区、戸塚区	TEL 045-489-3041 FAX 045-461-9662
2階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区	TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662
3階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区	TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713

<受付場所の変更>

4 給水装置工事の申込みは、給水工事受付センターで行うこと。

<給水工事受付センター案内図>



所在地
保土ヶ谷区川辺町5番地1

交通手段
相模鉄道星川駅下車 徒歩5分

駐車場
17台(公共交通機関での来庁に協力をお願いします)。

受付窓口	電話番号
2階 港南区、磯子区、金沢区、旭区、泉区、瀬谷区 栄区、戸塚区	TEL 045-489-3024 FAX 045-461-9662
3階 鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区 西区、中区、南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区	TEL 045-489-3056 FAX 045-461-9713

【105 ページ】

5・2 完了届

(9) 掘削寸法

分岐する給水管が口径 50 mm以下 (S50 形ダクタイトイル鑄鉄管を除く) の分岐及び引込管部分並びに布掘り幅の標準掘削寸法は、次の各号によるものとする。なお、分岐給水管の口径が 75 mm以上及び S50 形ダクタイトイル鑄鉄管の場合は、「横浜市水道局設計標準図」によること。

【152 ページ】

6・6 水道メーターの設置

<解説>

3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置

(1) メーターきょうの設置

(2) メーターきょうの選定

メーターきょうの選定にあたっては、設置場所等を考慮し、適正なものを使用すること。

(3) メーターきょうの寸法

(5) 表下

メーター設置後、適合しない~~か~~所が発見された場合は、給水工事受付センターの指示に従い速やかに改善すること。

【154 ページ】

(9) 掘削寸法

分岐する給水管が口径 50 mm以下 (S50 形ダクタイトイル鑄鉄管を除く) の分岐及び引込管部分並びに布掘り幅の標準掘削寸法は、次の各号によるものとする。なお、分岐給水管の口径が 75 mm以上及び S50 形ダクタイトイル鑄鉄管の場合は、「[横浜市水道局設計標準図](#)」によること。

3 メーター、表函、メーターきょう、メーターボックスの選定及び設置

(1) メーターきょう等の設置

(2) メーターきょう等の選定

メーターきょう等の選定にあたっては、設置場所等を考慮し、適正なものを使用すること。

(3) メーターきょう等の寸法

(5) 表下

メーター設置後、適合しない箇所が発見された場合は、給水工事受付センターの指示に従い速やかに改善すること。

<p>【157 ページ】 6・7・1 土工事等 ＜解説＞</p>	<p>5 埋戻しは、次によらなければならない。 (1) 道路内における埋戻しは、道路管理者が指定した土砂を用いて、原則として30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。</p>	<p>5 埋戻しは、次によらなければならない。 (1) 道路内における埋戻しは、道路管理者が指定した土砂を用いて、原則一層の仕上がり厚を、厚さ30cm以下ごとに<u>行うものとし、各層適切な締固め機械で十分に転圧し</u>、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。</p>
<p>【160 ページ】 6・7・2 道路復旧工事 ＜解説＞</p>	<p>2 本復旧 (5) 本復旧工事記録写真 本復旧を自己復旧で施工する場合、6・7・3に従い、(・・・中略・・・)しなければならない。なお、<u>他企業復旧の場合は本復旧工事記録写真を省略することができる。</u></p>	<p>2 本復旧 (5) 本復旧工事記録写真 本復旧を自己復旧で施工する場合、6・7・3に従い、(・・・中略・・・)なければならない。なお、<u>本復旧工事が他企業工事等により施工されている場合は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し提出する。</u></p>
<p>【176 ページ】 6・9 給水装置の撤去 ＜解説＞</p>	<p>不用となった給水装置は、水質汚染、事故防止等を配慮して分岐部からすべて撤去しなければならない。なお、T字管・割T字管・<u>メカニカル</u>チーズ等の場合は、管理者の承認を受けた管種・口径の切管等を使用して直にすること。(VLG チーズ等、分岐器具に直接 VLG プラグを施工できるものはこの限りではない。)</p>	<p>不用となった給水装置は、水質汚染、事故防止等を配慮して分岐部からすべて撤去しなければならない。なお、T字管・割T字管・<u>各種</u>チーズ等の場合は、管理者の承認を受けた管種・口径の切管等を使用して直にすること。(分岐器具に直接 VLG プラグを施工できるものはこの限りではない。)</p>